改正後

（次長）

第二条の二　市原青年矯正センターに、次長一人を置く。

2　次長は、所長を助け、市原青年矯正センターの事務を整理する。

（刑務所等に置く部等）

第三条　次の表の上欄に掲げる刑務所等に、それぞれ同表の下欄に掲げる部及び室を置く。

刑務所等の名称	部及び室の名称
［略］	［略］
その他の刑務所等（市原青年矯正センターを除く。）	［略］

2　［略］

（総務部に置く課及び所掌事務）

第五条　次の表の上欄に掲げる刑務所等の総務部に、同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

刑務所等の名称	課の名称	所掌事務
［略］	［略］	［略］
その他の刑務所等（市原青年矯正センターを除く。）	［略］	［略］

（総務部の調査官）

第九条　第五条に掲げる課のほか、喜連川社会復帰促進センター、府中刑務所及び東京拘置所の総務部にそれぞれ調査官二人を、札幌刑務所、網走刑務所、宮城刑務所、栃木刑務所、東日本成人矯正医療センター、横浜刑務所、川越少年刑務所、笠松刑務所、名古屋刑務所、大阪刑務所、加古川刑務所、播磨社会復帰促進センター、和歌山刑務所、島根あさひ社会復帰促進センター、岩国刑務所、美祢社会復帰促進センター、福岡刑務所、麓刑務所及び大阪拘置所の総務部にそれぞれ調査官一人を置く。

2　［略］

（市原青年矯正センターの庶務課）

第九条の二　市原青年矯正センターに、庶務課を置く。

2　庶務課は、第四条各号に掲げる事務をつかさどる。

（処遇部及び矯正処遇部の首席矯正処遇官）

第十一条　［略］

2　次の表の上欄に掲げる刑務所等の処遇部又は矯正処遇部に置かれる首席矯正処遇官の事務の分担は、同表の中欄に掲げる担当区分のとおりとし、その所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

改正前

［条を加える。］

（刑務所等に置く部等）

第三条　次の表の上欄に掲げる刑務所等に、それぞれ同表の下欄に掲げる部及び室を置く。

刑務所等の名称	部及び室の名称
［同上］	［同上］
その他の刑務所等	［同上］

2　［同上］

（総務部に置く課及び所掌事務）

第五条　次の表の上欄に掲げる刑務所等の総務部に、同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

刑務所等の名称	課の名称	所掌事務
［同上］	［同上］	［同上］
その他の刑務所等	［同上］	［同上］

（総務部の調査官）

第九条　第五条に掲げる課のほか、喜連川社会復帰促進センター、府中刑務所及び東京拘置所の総務部にそれぞれ調査官二人を、札幌刑務所、宮城刑務所、栃木刑務所、東日本成人矯正医療センター、横浜刑務所、川越少年刑務所、笠松刑務所、名古屋刑務所、大阪刑務所、加古川刑務所、播磨社会復帰促進センター、和歌山刑務所、島根あさひ社会復帰促進センター、岩国刑務所、美祢社会復帰促進センター、福岡刑務所、麓刑務所及び大阪拘置所の総務部にそれぞれ調査官一人を置く。

2　［同上］

［条を加える。］

（処遇部及び矯正処遇部の首席矯正処遇官）

第十一条　［同上］

2　次の表の上欄に掲げる刑務所等の処遇部又は矯正処遇部に置かれる首席矯正処遇官の事務の分担は、同表の中欄に掲げる担当区分のとおりとし、その所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。